

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2998号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「1. レポートでは特定自治会の主催する運動会に参加して怪我をしたとされているA作業員について調査を依頼しておいた。2. また、当該レポートでは過去にB作業員が負傷しており、これについても調査を依頼しておいた。これらふたつの事案にかかわる関係当局の調査において作成した、調査の内容・結果・処置、調査した日時等、調査にかかわる一切合切の書類（メモを含む）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2998号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2998	令和3年6月3日	令和3年6月15日	令和3年8月4日	令和3年9月1日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2998	「1. レポートでは特定自治会の主催する運動会に参加して怪我をしたとされているA作業員について調査を依頼しておいた。2. また、当該レポートでは過去にB作業員が負傷しており、これについても調査を依頼しておいた。これらふたつの事案にかかわる関係当局の調査において作成した、調査の内容・結果・処置、調査した日時等、調査にかかわる一切合切の書類（メモを含む）の開示を請求する。」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>（特定公園の指定管理業務に従事する職員のけがに係る調査に関する文書は作成しておらず、対象となる文書は保有していないため。）</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2998	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。一部改正条例による改正前のもの。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《公園の指定管理者制度について》</p> <p>横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、指定管理者制度を導入している。この場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。</p> <p>特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和5年3月31日まで及び同年4月1日から令和10年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。</p> <p>基本協定書では、指定管理者は、年度報告書、四半期報告書及び月報（これらを以下「各種報告書」という。）を作成し提出しなければならないこととされている。各種報告書は公園を所管する公園緑地事務所に提出することとされており、特定公園を所管するのは横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所（以下「南部公園緑地事務所」という。）である。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載内容から、平成30年特定月日に実施された特定自治会防災運動会においてけがをした指定管理者の職員であるA及び審査請求人が平成27年特定月日に受傷したと主張する同じく職員であるBの負傷の調査において実施機関が作成した、調査の内容、結果、処置、調査した日時その他調査に関する文書と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関の説明によれば、指定管理者の職員が負傷した場合の労働基準監督署への報告義務を負うのは指定管理者とのことである。また、指定管理者から南部公園緑地事務所へ提出された各種報告書を確認しても本件審査請求文書に該当するものは提出されていない（ただし、平成27年度の各種報告書は廃棄済みのため確認できず。）し、審査請求人からのメールを受けての調査等も行っていないので、本件審査請求文書は取得も保有もしていないとのことであった。これらを踏まえ、当審査会としては、次のように判断する。</p> <p>イ 労働者死傷病の報告書について</p> <p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項では、「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」と規定しており、労働者についての死傷病報告義務は「事業者」に課せられている。ここでいう「事業者」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号において「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう」と定義している。</p> <p>指定管理者の職員の使用者は、指定管理者であって横浜市ではないので、実施機関が当該報告書を作成する理由はない。したがって、何らかの文書を作成した事実はないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>ウ 各種報告書について</p> <p>特定公園に係る基本協定書によれば、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。職員Aが受傷したとされる運動会があった月の報告書を見分したが、労働災害に関する報告事項を確認することはできなかった。</p> <p>また、各種報告書については南部公園緑地事務所の平成27年度行政文書分類表において「指</p>

答申 番号	判断の要旨
2998	<p>定管理者協定関係書類」として5年保存となっており、実施機関において平成27年度のものについて廃棄したとの主張は、首肯できる。</p> <p>基本協定書によれば、指定管理者が、その職員の受傷について実施機関に報告する義務はなく、本件事案について文書による報告はなされていないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。</p> <p>エ その他、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情は認められない。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881